

## 低入札価格調査をへて契約を締結する措置要領

### (目的)

第1条 この要領は、山口市低入札価格調査実施要領に基づく低入札価格調査を経て調査基準価格を下回る価格をもって落札者となったものに関し、当該工事の適正な施工の確保及び下請負人、資材納入業者等に対する不当な要求の防止を図るため、必要な措置について定めることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要領における用語は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 「対象業者」とは、山口市低入札価格調査実施要領第3条第1号及び第2号の算定式の「一般管理費等の7/10」を「一般管理費等の3/10」として算定した額を下回る価格をもって落札者となったものをいう。
- (2) 「対象工事」とは、山口市低入札価格調査実施要領第3条第1号及び第2号の算定式の「一般管理費等の7/10」を「一般管理費等の3/10」として算定した額を下回る価格をもって落札した工事をいう。
- (3) 「市内業者」とは、競争入札参加資格者で市内に本店を置くものをいう。

### (対象業者に対する施工に関する措置)

第3条 市長は、対象業者に対し、対象工事の施工に関し、次の各号に掲げる事項を措置するものとする。

#### (1) 下請契約の厳格化に関する事項

ア 下請契約があるときは、対象工事の契約締結後14日以内に「施工体制台帳の写し」及び「施工体系図の写し」（いずれも「施工体制の適正化」に関する事務取扱要領に定めるもの。）の提出を義務付ける。

イ 下請契約締結後、速やかに当該契約書の写し及び「下請工事発注・資材利用状況報告書」（建設工事等の入札における入札条件及び指示事項に定めるもの。）の提出を義務付ける。

ウ 請負代金支払い完了後、30日以内に下請契約毎に支払額の確認ができる書類の提出を義務付ける。

#### (2) 資材調達にかかる契約等の厳格化に関する事項

ア 対象工事の契約締結後、速やかに資材仕入れ先、及び仕入れ単価について、「下請工事発注・資材利用状況報告書」及び「建設資材の購入及びリサイクル製品の利用状況」（いずれも建設工事等の入札における入札条件及び指示事項に定めるもの。）の提出を義務付ける。

イ 請負代金支払い完了後、30日以内にアの規定により提出した「建設資材の購入及びリサイクル製品の利用状況」に基づき支払額の確認できる書類を提出するものとする。

(3) 工事品質の向上に関する事項

ア 監督体制の強化

施工に当たり、別に定める「山口市建設工事重点監督実施要領」を適用する。

イ 抜き打ち検査の実施

対象工事のうち、請負代金の額が5,000万円（建築一式工事は1億円）以上の工事について、別に定める「山口市抜き打ち検査実施要領」による検査を施工中に1回以上、実施する。

(4) 検査成績等に関する事項

対象工事の工事成績評点が65点未満のときは、山口市入札参加資格者に係る指名停止等措置要領別表第3号に掲げる措置要件（粗雑な契約履行）に該当すると認め、指名停止を行うことができる。この場合において、山口市入札制度等検討委員会に諮り、指名停止を行わなければならない。

（適用の特例）

第4条 市長は、特別な事情があると認められるときは、この要領の適用を行わないことができる。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成20年7月25日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行の日の前日までに、公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年1月1日から施行する。